



福岡医発第 1157 号 (地)
平成 24 年 7 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公印省略)

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部改正等について

公害医療機関の診療報酬の額の算定方法は、一部公害疾患特掲診療費等を除き、健康保険における「診療報酬の算定方法」に準じて取り扱われているところであります。

今般、健康保険における平成 24 年度診療報酬改定において、訪問看護療養費明細書（様式第 4）の一部が改正されたことに伴い、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令が平成 24 年 6 月 19 日付環境省令第 18 号により公布され、様式第 6 号「公害訪問看護報酬明細書」が改正され、公布の日から施行されました旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、この改正に伴い同日付で、「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について」が環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長より明細書の記載方法等が示され、本年 4 月診療分より適用されました旨日本医師会より通知がありましたので、併せてご連絡いたします。

なお、改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができるとされておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会 長 蒲池 壽

日医発第361号(保87)
平成24年7月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部改正等について

公害医療機関の診療報酬の額の算定方法は、一部公害疾患特掲診療費等を除き、健康保険における「診療報酬の算定方法」に準じて取り扱われているところであります。

今般、健康保険における平成24年度診療報酬改定において、訪問看護療養費明細書(様式第4)の一部が改正されたことに伴い、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令が平成24年6月19日付環境省令第18号により公布され、様式第6号「公害訪問看護報酬明細書」が改正され、公布の日から施行されましたのでご連絡申し上げます。

また、これに伴い同日付で、「「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について」が環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長より通知され、明細書の記載方法等が示され、本年4月診療分より適用されましたので、併せてご連絡いたします。

なお、同省令附則第2項により、「改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができる。」としておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令
(官報 平成24年6月19日号外第133号抜粋)

2. 「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

(平24.6.19 環保企発第120618004号 環境省総合環境政策局

環境保健部企画課保健業務室長通知)

官報

(号 外)
独立行政法人國立印刷局

(号外第 133 号) (2分冊の1)

官 報

平成 24 年 6 月 19 日 火曜日

1

目次

〔省 令〕

○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

(農林水産三六)

○公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令

(環境一八)

〔告 示〕

○紛失の届出により失効した旅券の告示(外務二一七)

○発動機等の限界使用時間を指定する告示の一部を改正する件

(国土交通七三〇)

〔官庁報告〕

国家試験

税理士試験免除者公告(国税審議会)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、税理士証票無効・登録まつ消、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達・裁決取消訴訟の判決確定・会則中一部改正・職務上の氏名に関する規程(会規第八十九号)中一部改正・外国法事務弁護士職務上の氏名に関する規程(会規第九十号)中一部改正関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省 令

○農林水産省令第三十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十四条第一項第三号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十九日

農林水産大臣 郡司 彰

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和三十一年農林省令第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「葉たばこ作付転換対策事業費補助金」を削り、「独立行政法人家畜改良センター施設整備費補助金」を

家畜改良センター施設整備費補助金」を「独立行政法人家畜改良センター施設整備費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

「農林畜水産業関係補助金」を「牛肉等関係農産物産出振興費補助金」に改め、

2 1
この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができる。

附 則

公費訪問看護報酬明細書				平成 年 月 分	
公費医療手帳の記号番号				公費医療機関の所在地及び名称	
氏 名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 年生					
心 身 の 状 態	訪問開始 年 月 日			年 月 日	
	訪問終了 年 月 日 時 分			年 月 日 午前 午後 時 分	
	訪問終了 の 状 況			1 軽快 2 施設 3 医療機関 4 死亡 5 その他 ()	
	死亡時刻			年 月 日 午前 午後 時 分	
指 示 期 間	指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日			主治医の属する医療機関の名称	
	(特別指示期間) 年 月 日 ~ 年 月 日			主治医の氏名	
基 本 療 養 費	① 看護師等 (週3日まで) (週4日以降) 理学療法士等 (週3日まで) (週4日以降) 専門の研修を受けた看護師	円 × 日	円	訪問日	
	② 准看護師 (週3日まで) (週4日以降)	円 × 日	円	主治医への直近報告年月日	
	③ 難病等複数回訪問加算	円 × 日	円	年 月 日	
	④ 緊急訪問看護加算	円 × 日	円	提供した情報の概要	
	⑤ 長時間訪問看護加算	円 × 日	円		
	⑥ 複数名訪問看護加算 看護師等	円 × 日	円		
	⑦ 理学療法士等	円 × 日	円		
	⑧ 準看護師等	円 × 日	円		
	⑨ 看護補助者	円 × 日	円		
	⑩ 夜間・早朝訪問看護加算	円 × 日	円		
管 理 療 養 費	⑪ 深夜訪問看護加算	円 × 日	円	情報提供先の市(区)町村等の名称	
	⑫ 管理療養費 円 + 円 × 日	円	円	特記事項	
	⑬ 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算	円	円		
	⑭ 重症者管理加算	円	円		
	⑮ 退院時共同指導加算	円 × 回	円		
	⑯ 特別管理指導加算	円 × 回	円		
	⑰ 退院支援指導加算	円	円		
	⑱ 在宅患者連携指導加算	円	円		
	⑲ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	円 × 回	円		
	⑳ 小 計	①	円		
㉑ 情報提供療養費	㉑	円			
㉒ 訪問看護ターミナルケア療養費	㉒	円			
合 計	㉓ ①+②+③+④		円		
	㉔ 1.5×㉓		円		
※ 決 定				円	

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番黒刷りとする。



環保企発第120618004号

平成24年6月19日

公害健康被害の補償等に関する法律

主管部（局）長 殿

環境省総合環境政策局

環境保健部企画課保健業務室長



「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律に規定する公害医療機関の診療報酬の請求については、平成9年3月31日環保企第166号本職通知「公害医療機関の診療報酬の請求について」により取り扱われているところである。

今般、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成24年環境省令第18号）が平成24年6月19日に公布され、同日施行されたこと等に伴い、本職通知の一部を下記のとおり改正し、本年4月診療分から適用することとしたので、関係者への周知を図るとともに、適正な運用に努められたい。

なお、同省令附則第2項の規定により、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができるとされていることを念のため申し添える。

記

1 記のⅢの第2の2の(14)中「⑩基本療養」を「⑩基本療養費」に改める。

2 記のⅢの第2の2の(14)のアを次のように改める。

ア 「⑩」欄について

保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は⑩の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は⑩の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合⑩の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の

額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01のイの（一）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。また、週4日以降の訪問看護を行った場合は行を改めて訪問看護告示別表の1のイの（1）の（二）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

3 記のⅢの第2の2の（14）のクを次のように改める。

ク 「⑯」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、助産師又は看護師が同時に訪問看護を行った場合は看護師等の「円×日」の項に、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は下段の准看護師の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は理学療法士等「円×日」の項に、看護補助者が同時に訪問看護を行った場合は、看護補助者の「円×日」の項に、訪問看護告示別表の01の注12に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」に記載すること。

4 記のⅢの第2の2の（14）、ケをサとし、クの後に次を加える。

ケ 「⑰」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる夜間・早朝訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

コ 「⑱」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる深夜訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

5 記のⅢの第2の2の（16）中「⑳管理療養」を「㉑管理療養費」に改める。

6 記のⅢの第2の2の(16)の力を次のように改める。

カ 「㊸」欄について

退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注4に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を退院時共同指導加算の「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。さらに、当該患者が厚生労働大臣の定める特別な管理を必要とする者で特別管理指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注5に掲げる額及び当該月において特別管理指導加算を算定した回数の合計を特別管理指導加算の「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。特別管理指導加算は、厚生労働省が定める疾病等の患者については当該入院中に2回に限り算定できる。

7 記のⅢの第2の2中に引用する訪問看護告示別表の番号等を改める。

(H 2 4 改正後全文)

I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項

病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。

第 1 公害診療報酬請求書（様式第一号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害診療報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
入院分については様式第二号(一)の「合計」欄の「⑦」欄の、入院外分については様式第二号(二)の「合計」欄の「⑤」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
公害診療報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「医療機関コード」欄について
診療報酬請求書等の記載要領等について(昭和51年8月7日付け保険発第82号。以下「厚生労働省記載要領通知」という。)別添2第4によりそれぞれの医療機関について定められた医療機関コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事(市長)殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第 2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱われたいこと。

- 1 入院及び入院外はそれぞれ別個の公害診療報酬明細書を使用すること。
- 2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおりであること。
 - (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
 - (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
 - (3) 「氏名」欄について
ア 診療を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1 男 2 女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1 明 2 大 3 昭 4 平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
 - (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
 - (5) 「疾病名」欄について
第一種地域に係る被認定者の場合、「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。
 - (6) 「診療開始日」欄について
「疾病名」欄に記載した疾病の診療開始日を当該疾病名を記載した項に記載すること。
認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病の記号と併せてそれぞれの認定疾病の診療開始日を記載すること。
 - (7) 「転帰」欄について
治癒した場合には「治癒」を、死亡した場合には「死亡」を、中止又は転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲むこと。

なお、「疾病名」欄の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」欄の該当する番号を記載すること。

(8) 「診療実日数」欄について

入院日数を記載すること。

他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日数を数え付記すること。

(9) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月29日環境庁告示第40号。以下「公害診療報酬告示」という。）別表「第1章公害疾患特掲診療費第2入院料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「（1点10円）点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「（1点12円）点」欄に点数を記載すること。

(10) 「㊦注射」欄について

注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、薬剤の項に回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。

(11) 「㊧画像診断」欄について

画像診断に当たって薬剤、特定保険医療材料料を使用した場合は、「フィルム等」の項に回数及び点数を記載すること。

(12) 「㊨入院」欄について

ア 「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る1日当たりの所定点数（入院基本料及び入院基本料等加算の合計。なお、入院期間に関わらず、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部の例によること。）及び日数を「 $\times$ 日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「（1点12円）点」の欄に記載すること。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合はそれぞれの所定点数と日数について同様に記載すること。

なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えない。

イ 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定すること。

公害入院療養指導料の点数が月の途中で変更した場合は、公害診療報酬告示別表第1章の第2の1の（1）に掲げる入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「 $\times$ 日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「（1点10円）点」の欄に記載すること。

ウ 「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載すること。

エ 「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合にその点数（入院期間に関わらず医科点数表第1章第2部の例によること）を「（1点12円）点」欄に記載すること。また、「（1点12円）点」の欄に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「（1点10円）点」の欄に記載すること。

(13) 「小計」欄について

ア 「①」欄には、「（1点12円）点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

イ 「②」欄には、「（1点10円）点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

(14) 「㊩食事」欄について

「基準」の「 $\times$ 円 $\times$ 回」の項には、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表（以下「食事算定表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乘じて得られる額を右側の「 $\times$ 円」の項に記載すること。

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「 $\times$ 円 $\times$ 回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「 $\times$ 円 $\times$ 日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらを乗じて得られる額を右側の「 $\times$ 円」の項に記載すること。

「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。

なお、食事療養に係る金額の合計に 1.2 を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) 「摘要」欄について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅡの第3の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

3 公害診療報酬明細書（入院外）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「平成 年 月分」欄、「公害医療手帳の記号番号」欄、「氏名」欄、「公害医療機関の所在地及び名称」欄、「疾病名」欄、「診療開始日」欄及び「転帰」欄の記載上の注意事項は、2の（1）から（7）によること。

(2) 「診療実日数」欄について

診療を行った日数を記載すること。

なお、在宅患者訪問看護・指導料等を算定した日に医師の診療が行われない場合も診療実日数として数え記載すること。その際、「摘要」欄に医師の診療が行われない日に算定された在宅患者訪問看護・指導料等の名称を記載すること。

(3) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害診療報酬告示別表「第1章公害疾患特掲診療費第1診療料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「（1点10円）点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「（1点15円）点」欄に点数を記載すること。

(4) 「⑬医学管理」欄について

ア 「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合にその回数及び点数を記載すること。

イ 「公害外来療養指導」の項には、

（ア） 公害外来療養指導料を算定した場合にその所定点数を記載すること。

（イ） 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合の加算（以下「ネブライザー加算」という。）を算定した場合は、当該加算を算定した点数を記載し、「摘要」欄に（ネ）の記号を表示すること。

（ウ） 公害診療報酬告示別表第1章公害疾患特掲診療費第1診療料の2の注6ただし書の規定により公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合においてネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「⑬医学管理」欄の「その他」の項又は「⑭在宅」欄の「その他」の項に記載すること。また、ネブライザー加算を算定した場合にあっては、「摘要」欄に（ネ）の記号を表示すること。

ウ 「その他」の項には、医科点数表第2章第1部の例により算定した場合にその記号、回数及び点数を記載すること。

(5) 「⑯注射」欄について

皮下筋肉内注射及び静脈内注射を行った場合は、「⑯ 皮下筋肉内」及び「⑯ 静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は、「⑯ その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数及び注射料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、「⑯ 薬剤」の項にそれぞれ回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「⑯ 薬剤」の項及び「摘要」欄に同様に記載すること。

(6) 「⑰その他」欄について

リハビリテーション料を算定した場合は、中段に当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに、「摘要」欄に実施日数を記載すること。また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載すること。

(7) 「摘要」欄について

ア 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）の第5章第6の2に基づき、療養手当の請求に係る療養日数を証明する書類として、公害診療報酬明細書が利用される場合があるので、訪問看護指示料を算定した明細書につ

いては、「診療実日数」欄に係る診療を行った日の日付をすべて記載すること。この場合、1～31の数字を記載し、日付を○で囲むことによって日付の記載に代えても差し支えないこと。
イ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

- (8) その他
2の(16)によること。

II 公害調剤報酬請求書及び公害調剤報酬明細書に関する事項

薬局たる公害医療機関の診療報酬の請求については、公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害調剤報酬請求書（様式第三号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「⑩」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「薬局コード」欄について
厚生労働省記載要領通知別添2第4によりそれぞれの薬局について定められた薬局コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
薬局開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
ア 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「病院又は診療所の所在地及び名称」欄について
処方せんを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。
- (6) 「処方せんを交付した医師の氏名」欄について
処方せんを交付した医師の氏名を記載すること。
- (7) 「処方せん受付回数」欄について
調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。
- (8) 「処方」欄について
所定単位（内服薬にあっては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、注射薬及び外用薬にあって

は1調剤分)ごとに、調剤した医薬品名、用量(処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあつては1回用量及び1調剤分の投薬全量)、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。

- (9) 「調剤報酬点数」欄について
「加算料」欄には調剤料に対応する加算を記載すること。したがって、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。
- (10) 「小計」欄について
ア 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。
イ 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。
ウ 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。
- (11) 「① 調剤基本料」欄について
調剤基本料に処方せん受付回数に乗じた点数を記載すること。
- (12) 「②時間外等加算」欄について
調剤基本料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。
- (13) 「③薬学管理料」欄について
薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。
- (14) 「合計」欄について
「⑦」欄には、薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に15を乗じて得られる額を記載すること。
「⑨」欄には、「⑤」欄の点数(薬剤料の点数の合計)に10を乗じて得た額を記載すること。
「⑩」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄の合計を記載すること。
- (15) その他
前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅣの第2の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

Ⅲ 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項

公害訪問看護報酬を請求しようとするときは、訪問看護ステーション等(公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和49年総理府令第60号)第16条第1号に規定する訪問看護ステーション等をいう。)ごとに公害訪問看護報酬請求書に公害訪問看護報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害訪問看護報酬請求書(様式第五号)の記載上の注意事項は、次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害訪問看護報酬明細書の訪問看護に係る訪問看護報酬請求件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害訪問看護報酬明細書の「合計」欄の「⑥」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
当該請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「ステーションコード」欄について
健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、訪問看護療養費請求書等の記載要領について(平成18年3月30日保医発0330008号。以下「訪問看護記載要領通知」という。)別添1により、それぞれのステーションについて定められたステーションコード七桁を記載すること。なお、その他の事業者にあつては記載を要しない。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
事業者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事(市長)殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。

1 公害訪問看護報酬明細書の記載に関する一般的事項

同一の訪問看護の利用者が訪問看護の終了した月に再度訪問看護の利用を開始した場合においても、1枚の明細書にまとめて記載すること。

2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
ア 訪問看護を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「心身の状態」欄について
訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、特にその日常生活活動能力（ADL）の状態、認定疾病との関係が明らかになるよう具体的に記載すること。
また、当該月における動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータを記載すること。
- (6) 「訪問開始年月日」欄について
当該訪問看護を開始した年月日を記載すること。
- (7) 「訪問終了年月日時刻」欄について
当該訪問看護を終了した年月日及び最後に訪問した時刻を記載すること。
- (8) 「実日数」欄について
当該月における訪問看護を行った日数を記載すること。なお、同一日に2回以上訪問看護を行った場合であっても、1日として記載すること。
- (9) 「訪問終了の状況」欄について
症状の軽快により訪問看護を必要としなくなった場合は「1軽快」の、介護老人保健施設等に入所した場合は「2施設」の、保険医療機関等入院した場合は「3医療機関」の、死亡した場合は「4死亡」のそれぞれの番号を○で囲むこと。また、上記に該当しない場合は「5その他」の番号を○で囲み、その内容を括弧内に記載すること。
- (10) 「死亡時刻」欄について
訪問看護ターミナルケア療養に係る費用を算定した場合、死亡年月日及び時刻を記載すること。
- (11) 「指示期間」欄について
ア 当該訪問看護に係る主治医の交付した最新の訪問看護指示書の指示有効期間を示す年月日を記載すること。
なお、指示年月日の記載がない場合は、指示書の有効期間を交付後1月とみなすこと。
イ 主治医から、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、「（特別指示期間）」欄に特別指示の有効期間を示す年月日を記載すること。また、別に厚生労働大臣が定める者について、1ヶ月に2回目の特別訪問看護指示書の交付を受け訪問看護を実施した場合は、行を改めて「（特別指示期間）」欄に記載すること。
なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別指示による訪問看護を実施した場合にあっては、特別指示があった前月の年月日についても「（特別指示期間）」欄に1回目又は2回目の区別がわかるよう記載すること。
- (12) 「主治医の属する医療機関の名称」欄について
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の所属する保険医療機関等の名称を記載すること。
- (13) 「主治医の氏名」欄について
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の氏名を記載すること。

(14) 「⑩基本療養費」欄について

ア 「⑪」欄について

保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は⑪の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は⑪の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合⑪の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01のイの（一）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。また、週4日以降の訪問看護を行った場合は行を改めて訪問看護告示別表の1のイの（1）の（二）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

イ 「⑫」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01のロの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の01のロの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ウ 「⑬」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回指定訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の注6に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上指定訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

エ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があった場合には、項目を縦に二分し、それぞれの場合について、算定額、当該月に訪問看護を行った日数およびこれらを乗じて得た額を記載すること。

オ 同一の訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載すること。

カ 「⑭」欄について

緊急時訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注9に掲げる緊急時訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

キ 「⑮」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が2時間を超える訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注10に掲げる長時間訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ク 「⑯」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、助産師又は看護師が同時に訪問看護を行った場合は看護師等の「円×日」の項に、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は下段の准看護師の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は理学療法士等「円×日」の項に、看護補助者が同時に訪問看護を行った場合は、看護補助者の「円×日」の項に、訪問看護告示別表の01の注12に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」に記載すること。

ケ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

ケ 「⑰」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる夜間・早朝訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

コ 「⑱」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる深夜訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

サ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

(15) 「訪問日」欄について

ア 基本療養費を算定した場合は、訪問看護を行った日について該当する日付を○で囲むこと。ただし、特別訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合は、該当する日付を△で囲むこと。

イ 訪問看護を行った日について、1日に2回以上訪問を行った場合は、その日付を◎で囲み、1日3回以上訪問を行った場合は、その日付を◇で囲むこと。

ウ 長時間訪問看護加算を算定した場合は、その日付を□で囲むこと。

(16) 「②管理療養」欄について

ア 「②管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「円＋円×日」の項の左側の「円＋」の項に訪問看護告示別表の02の1に掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。

イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「円×日」の項に訪問看護告示別表の02の2に掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載すること。

ウ 右側の「円」の項には、ア及びイにより計算した合計金額を記載すること。

エ 「③」欄について

24時間対応体制加算又は24時間連絡体制加算を算定した場合は、「24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算」のいずれかに○を付け、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注2に掲げる額を記載すること。

オ 「④」欄について

重症者管理加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注3に掲げる額を記載すること。

カ 「⑤」欄について

退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注4に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を退院時共同指導加算の「円×回」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。さらに、当該患者が厚生労働大臣の定める特別な管理を必要とする者で特別管理指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注5に掲げる額及び当該月において特別管理指導加算を算定した回数の合計を特別管理指導加算の「円×回」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。特別管理指導加算は、厚生労働省が定める疾病等の患者については当該入院中に2回に限り算定できる。

キ 「⑥」欄について

退院支援指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注7に掲げる額を記載すること。

ク 「⑦」欄について

在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注8に掲げる額を記載すること。

ケ 「⑧」欄について

在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注9に掲げる額及び当該月において、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計を「円×回」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載す

ること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。
コ 「②」欄には、管理療養に係る金額の合計を記載すること。

(17) 「⑩情報提供療養費」欄について

当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市（区）町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の03に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄には、利用者の居住する市（区）町村等の名称をそれぞれ記載すること。

(18) 「⑭訪問看護ターミナルケア療養費」欄について

訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日前14日以内に2回以上訪問看護管理療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の05に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。

(19) 「合計」欄について

ア 「⑤」欄には、「基本療養」欄の「①」欄の金額、「管理療養」欄の「②」欄の金額、「情報提供療養」欄の「③」欄の金額及び「ターミナルケア療養」欄の「④」欄の金額を合計した額を記載すること。

イ 「⑥」欄には、「⑤」欄の金額に1.5を乗じて得られる額を記載すること。

(20) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、訪問看護記載要領通知別紙のⅡの第2の相当する項目の記載要領によること。